

【質問・回答】 調達件名：南区土木センター電話設備借受

No.	質問事項	回 答
1	<p>契約保証金の免除について、当社は札幌市契約規則第 25 条(3)に記載の、過去 2 年間で札幌市その他の官公庁と賃貸借契約を数回以上締結しておりますが、その契約書の写しの提示させていただきますので、免除可能でしょうか。※過去に契約保証金の支払いはしたことなく、確認の為</p>	<p>入札説明書 8 (2)のただし書きのとおり、契約保証金については、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは免除することがあります。</p> <p>なお、契約保証金の免除適用の判断については、落札者と決定した方に対して判断させていただいておりますので、現段階での入札参加希望者個別の契約保証金の免除適用については、回答を控えさせていただきます。</p>
2	<p>万が一半導体不足や物流の遅延などの不測事態が発生した場合、納期遅延となる可能性もあります。</p> <p>遅延となった場合は、当社への指名停止の処分や賠償請求、違約金請求なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>入札参加資格として、入札説明書 4 (9)に「本説明書に示した借受物品の調達が十分に可能な者であること。」と示させていただいておりますので、機器の納入が指定期日までに可能かどうか必ずメーカー等に確認したうえで参加の可否を判断願います。</p> <p>そのため、仕様書に基づく履行ができなかった場合には、お示しいただいた事態になるおそれがありますので、ご注意ください。</p>
3	<p>賃貸借期間満了後の撤去について契約書等に記載されていませんが、費用も含めて発注者負担ということでよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>